証券コード：2531

第110回定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2021年６月29日（火曜日）午前10時
（受付開始　午前９時予定）

開催場所 京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町１番地
リーガロイヤルホテル京都
２階「春秋の間」

■目　次

第110回定時株主総会招集ご通知・・・・・・・ 1
事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
株主総会参考書類
　第１号議案　剰余金処分の件・・・・・・・・ 33
　第２号議案　取締役９名選任の件・・・・ 34
　第３号議案　監査役３名選任の件・・・・ 42

＜新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からのお願い＞

◎極力、書面（郵送）またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席は見合わせていただきますようお願い申しあげます。

◎本年も引き続き座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数は昨年並みの130席程度となります。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.takara.co.jp）においてお知らせいたしますので、ご確認たまわりますようお願い申しあげます。

※本総会でのお土産の配布は中止とさせていただきます。なにとぞご理解たまわりますようお願い申しあげます。

宝ホールディングス株式会社

証券コード 2531
2021年６月４日

株　主　各　位

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
宝ホールディングス株式会社
取締役社長　木　村　　睦

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面（郵送）またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席は見合わせていただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

なお、本総会でのお土産の配布は中止とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、なにとぞご理解たまわりますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

同封の「議決権行使書」用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（３頁）をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

敬　具

記

１．日　時　　2021年６月29日（火曜日）午前10時

２．場　所　　京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町１番地
リーガロイヤルホテル京都２階「春秋の間」

※なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年も引き続き座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数は昨年並みの130席程度となります。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

３．会議の目的事項

報告事項

１．第110期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第110期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、受付開始は、午前９時を予定しております。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.takara.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

①　事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」

②　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③　計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.takara.co.jp)に掲載させていただきます。

◎当社は、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

◎今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.takara.co.jp）においてお知らせいたしますので、ご確認たまわりますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使のご案内

１．「スマート行使」による方法

（１）同封の議決権行使書用紙の右片に記載のＱＲコード※1をスマートフォン等※2でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください（議決権行使コード（ＩＤ）およびパスワードのご入力は不要です。）。

（２）「スマート行使」による議決権行使は１回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記２．の方法により再度ご行使いただく必要がございます。

２．議決権行使コード（ＩＤ）・パスワード入力による方法

（１）当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記アドレス）にアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙の右片の裏面に記載の議決権行使コード（ＩＤ）およびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要がございます。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

（２）議決権行使コード（ＩＤ）およびパスワード（株主様による変更後のものを含みます。）は株主総会の都度、新たに発行いたします。

（３）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するためのものです。なお、パスワードを当社および株主名簿管理人よりお尋ねすることはございません。

（４）パスワードは、一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続ください。

３．ご注意

（１）議決権の行使期限は、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までです。お早めのご行使をお願いいたします。

（２）書面（議決権行使書）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最終のものを有効な行使としてお取扱いいたします。

（３）インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。

（４）インターネットによる議決権行使の各方法は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やインターネット環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。

４．お問合せ先について

「スマート行使」・「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関してご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問合せください。

フリーダイヤル　０１２０－７６８－５２４（平日 9:00～21:00）

以　上

※1　「ＱＲコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※2　ＱＲコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、緊急事態宣言の発出などにより個人消費も影響を受けるなど、総じて低調に推移いたしました。海外においても新型コロナウイルス感染症の爆発的流行に加え、米中貿易摩擦の長期化、英国のＥＵ離脱等の影響により世界経済の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、当社グループは、2020年５月に公表した長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100th」の実行計画の第１ステップとしての「宝グループ中期経営計画2022」に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響を注視し環境変化に柔軟に対応しつつ、強化すべき領域へ経営資源の配分と投下を行い、収益力を高める多様な「価値」を生み出し続ける事業構造とグローバルなコーポレート機能の再構築に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高278,443百万円（前期比99.0％）、売上総利益115,594百万円（前期比106.4％）、営業利益21,595百万円（前期比136.4％）、経常利益21,929百万円（前期比134.8％）、親会社株主に帰属する当期純利益10,574百万円（前期比117.7％）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

〔宝酒造〕

国内の人口減少や高齢化の影響などからアルコールの総消費数量は減少傾向が続く中、コロナ禍による料飲店等の営業自粛に伴う外食需要の低迷と、いわゆる巣ごもり需要とによりカテゴリー間で大きなばらつきがありました。このような状況のもと、宝酒造は、新型コロナウイルス感染症の感染予防、拡大防止を最優先しつつ、食品メーカーとして安全・安心な商品を安定的に供給することに努めました。また、コロナ禍による消費行動の変化に迅速に対応する生産活動、営業活動に取り組みました。

当セグメントのカテゴリー別の売上状況などは次のとおりであります。

焼酎では、本格焼酎の“全量芋焼酎「一刻者」”などが料飲店の営業自粛で大きく影響を受けましたが、甲類焼酎の大容量製品や“極上＜宝焼酎＞”などで家庭内需要の増加を取り込むことができ好調に推移し、焼酎全体では若干の減収に収まりました。清酒では、業務用ルート専売の“松竹梅「豪快」”が大きく減少し、“松竹梅「天」”、“松竹梅白壁蔵「澪」スパークリング清酒”なども減少したため、清酒全体では減収となりました。ソフトアルコール飲料

では、辛口チューハイ“タカラ「焼酎ハイボール」”が家庭内需要増加の影響もあり、引き続き好調に推移いたしました。また、こだわりのレモンサワー“寶「極上レモンサワー」”も規模は小さいながら、大きく伸長し、ソフトアルコール飲料全体では増収となりました。調味料では、本みりんが減少したため、料理清酒やその他調味料などが健闘いたしましたが、調味料全体ではわずかながら減収となりました。原料用アルコール等では、消毒用需要の急増に応え生産量を増やして供給に努めたこと等により、増収となりました。

以上の結果、宝酒造の売上高は、152,537百万円(前期比99.6%)となりました。売上原価は、徹底的なコスト削減に取り組んだものの、売上高に準じた減少にとどまり、92,439百万円(前期比99.6%)となり、売上総利益は、60,098百万円(前期比99.6%)となりました。販売費及び一般管理費は、コロナ禍で販売活動が制限されたことに加え諸経費の節減にも努めたため、55,218百万円(前期比98.4%)と減少し、営業利益は、4,879百万円(前期比116.9%)と増益となりました。

〔宝酒造インターナショナルグループ〕

宝酒造インターナショナルグループは、日本からの酒類の輸出や海外各地で酒類の製造・販売を行う海外酒類事業と海外の日本食レストランや小売店に日本食材などを販売する海外日本食材卸事業を展開しており、新型コロナウイルス感染症の拡大による主要都市のロックダウンなどの影響を大きく受けました。グループ会社の一部では地方政府等の指示を受け、工場の操業停止や出社の抑制を実施したことに加え、主要な得意先であるレストランの営業停止などにより業績は大きく落ち込みました。

当セグメントの売上状況などは次のとおりであります。

海外酒類事業

海外では、ウイスキーはプレミアムバーボン“ブラントン”が好調に推移し、ウイスキー原酒も売上を伸ばしました。一方清酒など和酒の売上がコロナ禍の影響を大きく受け減少し、日本からの輸出も減少したため、海外酒類事業の売上高は10,340百万円(前期比91.0%)となりました。

海外日本食材卸事業

最もコロナ禍の影響を受けた当事業では、レストランの営業停止等の事業環境の変化に対応し、デリバリーやテイクアウトへの対応商品の提案に加え、小売店向けの販売強化やネット販売の拡大などに努めました。しかしながら地域による差はあったものの総じて販売は低調に推移し、海外日本食材卸事業の売上高は60,517百万円(前期比82.5%)となりました。

以上の結果、セグメント内取引消去後の宝酒造インターナショナルグループの売上高は、69,589百万円(前期比84.1%)となりました。売上原価は、在庫管理の徹底などにより48,983百万円(前期比83.2%)にとどまりましたが、売上の減少により売上総利益は、20,605百万円(前期比86.3%)となりました。販売費及び一般管理費は、人件費や物流費、販売促進費などの削減により19,562百万

円(前期比96.1%)となり、営業利益は、1,043百万円(前期比29.5%)と大幅な減益となりました。

〔タカラバイオグループ〕

タカラバイオグループは、研究用試薬・理化学機器事業とＣＤＭＯ事業を通じ、バイオ創薬基盤技術開発を進め、新モダリティを継続的に創出する創薬企業を目指した取り組みを推進しました。また、新型コロナウイルスのＰＣＲ検査関連製品の安定的な供給や、ワクチンを含む再生医療等製品の製造体制整備等に積極的に取り組みました。

バイオテクノロジー関連分野の研究開発活動がますます広がりを見せるなか、タカラバイオグループは、こうした研究開発活動を支援する製品・商品やサービスを中心に展開するバイオ産業支援事業をコアビジネスと位置づけております。また、遺伝子医療事業では、がん等の疾患を対象とし、腫瘍溶解性ウイルスcanerpaturev(略称C-REV)や、独自技術である高効率遺伝子導入技術レトロネクチン法、高効率リンパ球増殖技術であるレトロネクチン拡大培養法、siTCR®技術を使用した遺伝子改変Ｔ細胞療法等の遺伝子治療の臨床開発を進めております。

タカラバイオグループの売上高は、遺伝子医療が前期比で減少したものの、研究用試薬、理化学機器、受託サービスが前期比で増加いたしました。研究用試薬および理化学機器では新型コロナウイルスのＰＣＲ検査関連製品が増加の一因となりました。以上の結果、売上高は、46,086百万円(前期比133.3%)となりました。売上原価は、売上構成の変化や生産稼働率の向上等により原価率が低下し、14,214百万円(前期比105.6%)となりましたので、売上総利益は、31,872百万円(前期比151.0%)となりました。販売費及び一般管理費は、研究開発費等が増加し、17,919百万円(前期比120.8%)となり、営業利益は、13,952百万円(前期比222.4%)と大幅な増益となりました。

〔その他〕

その他のセグメントは、不動産賃貸事業や国内グループ会社の物流事業などであります。当セグメントの売上高は、29,238百万円(前期比91.9%)となりました。売上原価は、25,558百万円(前期比92.2%)となり、売上総利益は、3,680百万円(前期比90.5%)となりました。販売費及び一般管理費は、1,876百万円(前期比91.6%)となり、営業利益は、1,803百万円(前期比89.3%)となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、無形固定資産、建設仮勘定に計上したものを含め総額13,775百万円でありました。

そのうち主要なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

Mutual Trading Co.,Inc.

新本社倉庫・事務所、冷凍・冷蔵設備および内装工事（新設）

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修

タカラバイオ株式会社

ワクチン生産体制等緊急整備事業（新設）

Takara Bio USA, Inc.

新事業所用土地・建物および内装工事（新設）

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は社債償還資金に充当するため、2020年６月にシンジケートローン契約に基づく長期借入金10,000百万円の調達を行いました。

また、従来より機動的な資金調達を目的に、継続して融資枠10,000百万円のコミットメントラインを設定しておりますが、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動の停滞が長期化した場合に備え、2020年５月に、別途１年間限定で、10,000百万円のコミットメントラインを追加設定いたしました。なお、当連結会計年度中はいずれも借入を行っておりません。

（４）直前３事業年度の企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第 107 期 (2018年３月期)	第 108 期 (2019年３月期)	第 109 期 (2020年３月期)	第 110 期 (2021年３月期)
売上高（百万円）	268,142	277,443	281,191	278,443
営業利益（百万円）	15,612	17,804	15,836	21,595
経常利益（百万円）	16,084	18,359	16,269	21,929
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	11,029	10,411	8,980	10,574
１株当たり当期純利益（円）	54.97	52.15	45.11	53.48
総資産（百万円）	284,281	287,106	283,882	306,918
純資産（百万円）	176,217	179,795	181,329	191,535
１株当たり純資産額（円）	726.90	742.36	747.39	793.53

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第108期の期首より適用しており、第107期に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

（５）重要な子会社の状況

会　　社　　名	議決権比率(%)	主　要　な　事　業　の　内　容
宝酒造株式会社	100.0	酒類、調味料、原料用アルコールの製造・販売
宝酒造インターナショナル株式会社	100.0	グループ会社の管理、酒類・調味料の輸出販売
Takara Sake USA Inc.	(100.0)	酒類、調味料の製造・販売
Age International,Inc.	(100.0)	バーボンウイスキーの販売
The Tomatin Distillery Co.Ltd	(94.2)	スコッチウイスキーの製造・販売
FOODEX S.A.S.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Cominport Distribución S.L.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Tazaki Foods Ltd.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Mutual Trading Co.,Inc.	(67.1)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Nippon Food Supplies Company Pty Ltd	(51.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
タカラバイオ株式会社	60.9	バイオ製品の製造・販売、受託サービス
Takara Bio USA, Inc.	(100.0)	研究用試薬、理化学機器の開発・製造・販売
宝生物工程(大連)有限公司	(100.0)	研究用試薬の開発・製造・販売、受託サービス
宝日医生物技術(北京)有限公司	(100.0)	研究用試薬、理化学機器の販売
Takara Bio Europe S.A.S.	(100.0)	研究用試薬、理化学機器の販売
タカラ物流システム株式会社	100.0	貨物運送業
株式会社ラック・コーポレーション	100.0	ワインの輸入販売

（注）議決権比率の（　）内は間接所有割合であります。

（６）対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、国内では高齢化・人口減少や若年層の飲酒離れによる酒類市場の長期的な縮小や、人材確保難による人件費、物流費の高止まりが続くなど、今後も厳しさを増してくることが予想されます。また、海外においても、中東情勢の緊迫化や米中の通商問題等に起因する緊張の増大と、世界的な人口増加による食料、資源価格の高騰は今後も続くものと想定されま

す。さらに新型コロナウイルス感染症による様々な影響への継続的な対応も求められます。

一方で、国内のＲＴＤ市場では厳しい競争下ながらも市場の拡大が見込まれ、世界的な和酒・日本食市場は引き続き成長が期待されるほか、再生・細胞医療周辺産業やバイオ産業の市場規模は長期的な拡大が予想されており、当社グループにとって成長を見込める機会も数多く存在しています。また、様々な社会・環境課題への対応が世界的規模で求められ、持続可能な社会づくりに向けた企業の責任はますます大きくなってきています。

このような状況を踏まえ、当社グループでは昨年５月、2026年３月期を最終年度とする長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100th」を、またその実行計画の第１ステップとして「宝グループ中期経営計画2022」を策定いたしました。

「宝グループ中期経営計画2022」の概要は以下のとおりであります。

「宝グループ中期経営計画2022」

基本方針

環境変化の兆しを掴みとり、強化すべき領域へ適切な経営資源の配分と投下を行い、収益力を高める多様な「価値」を生み出し続ける事業構造とグローバルなコーポレート機能の再構築を推し進めることで、国内外での持続的な成長の実現とグループの企業価値向上に向けて足元を固める。

定量目標

2023年３月期　宝グループ連結

- 売上高　3,000億円以上
- 営業利益　174億円以上
- 海外売上高比率　39％以上
- ＲＯＥ　7％以上

事業戦略

＜宝酒造＞

利益・利益率最優先の戦略へと転換し、和酒No.1企業としての市場支配力を活かしながら、各カテゴリー戦略の実行と、全社一体となったコスト削減と効率化の徹底によって、利益を創出し続ける企業体質へと進化する。

＜宝酒造インターナショナルグループ＞

国内外のグループ会社との連携をさらに強めることで、グローバル和酒No.1の地位盤石化と海外日本食材卸事業における商品調達力などの事業基盤強化を進め、世界の和酒・日本食におけるリーディングカンパニーに向けて着実に前進する。

さらに宝酒造と宝酒造インターナショナルグループにおいては、両者の協業をこれまで以上に推進し、輸出商品の開発と国内外への情報発信を強化するこ

とで、松竹梅を中心とした宝の和酒のグローバルブランド化を進めてまいります。

＜タカラバイオグループ＞
「研究用試薬・理化学機器事業」と「ＣＤＭＯ事業」の両輪で持続的に成長するとともに、将来の飛躍的成長に向けて、創薬アライアンスの加速と臨床開発プロジェクトの新規創出をはかる。

財務方針
・健全な財務体質の維持をベースに、投資効率の向上を意識した成長投資を行うとともに、収益性や効率性を改善し、ＲＯＥの向上をはかる。
・持続的な利益成長を踏まえた適切な株主還元を実施する。

中期経営計画２年目の取り組み
当社グループは、安定した事業と成長性のある事業を併せ持つ当社独自の事業ポートフォリオにおいて、それぞれの事業がしっかりと自立してグローバルに展開していくこと、そしてコロナ禍において各事業で顕在化した弱みに速やかに対処し、本来の強みを伸ばすことで、環境変化に強い事業基盤の構築を目指してまいります。

＜宝酒造＞
新型コロナウイルス感染症の影響が継続することを前提とし、業務用向けには依然として厳しい状況が続くものの、家庭用向けの需要増を捉えることで売上高を拡大するとともに、商品ミックスの改善に向けた商品開発・育成による利益率向上や、コスト削減に引き続き取り組むことで、利益を創出し続ける企業体質へと進化していきます。

＜宝酒造インターナショナルグループ＞
新型コロナウイルス感染症の影響は一進一退を繰り返しながらも段階的に回復していくという想定のもと、小売店向けの販路拡大やネット販売などチャネルの多角化への取り組みにより事業体質を強化するとともに、徹底的な販売費及び一般管理費の抑制に努めることで、成長軌道への早期回復を図ります。

＜タカラバイオグループ＞
新型コロナウイルスのＰＣＲ検査関連製品の安定的な供給や、ワクチンを含む再生医療等製品の製造体制整備に積極的に取り組むとともに、一般向け研究用試薬やＣＤＭＯサービス、遺伝子医療プロジェクトの推進にさらに注力することで、将来の飛躍的成長に繋げていく方針です。

グループ全体の経営を統括する当社は、グローバルに展開するグループ経営をリードし、国内外での事業成長を支えるためのコーポレート機能強化と効率性の向上を推進し、環境変化に強いグループとしての経営基盤の礎を築いてま

いります。

なお、当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症により大きく変化いたしました。一方、欧米で先行しているワクチン接種による効果や治療薬の開発が期待され、ウィズコロナの生活様式や経済活動も浸透しつつあります。現時点でコロナの収束に関する予測は困難であり、上記の中期経営計画の定量目標については、見直しを行っておりません。

また、長期経営構想の策定に合わせ、社会・環境課題に対する当社グループの考え方を示す「宝グループ・サステナビリティ・ポリシー」を策定しております。「宝グループ・サステナビリティ・ポリシー」では、当社グループを取り巻く社会課題について、ステークホルダーからの期待度と当社グループの事業への影響度を考慮し、「安全・安心」をはじめとする10の重要課題（マテリアリティ）を取り上げ、持続可能な社会へ貢献するための取り組み方針を示しています。

当社グループは、これからも事業活動を通じた社会的価値の創造により、ステークホルダーの皆様から信頼される企業グループを目指すとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

（7）企業集団の主要な事業セグメント（2021年３月31日現在）

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動を支配および管理する持株会社であります。

当社グループが営む事業セグメント別の主要な事業の内容は次のとおりであります。

事業セグメントの名称	主要な事業の内容
宝酒造	焼酎・清酒・ソフトアルコール飲料・本みりん・食品調味料・原料用アルコールの製造・販売
宝酒造インターナショナルグループ	酒類・調味料の輸出販売、 海外における日本食材の輸入および卸売業ならびにウイスキー・清酒の製造・販売
タカラバイオグループ	研究用試薬および理化学機器の開発・製造・販売、受託サービス、遺伝子医療
その他	貨物運送、不動産賃貸

（８）企業集団の主要な拠点等（2021年３月31日現在）

当社　京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

（宝酒造）

宝酒造株式会社	本社事務所	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
	東京事務所	東京都中央区日本橋二丁目15番10号
	支社	北海道支社（北海道）、東北支社（宮城県）、首都圏支社（東京都）、西関東支社（神奈川県）、関信越支社（群馬県）、東海支社（愛知県）、京滋北陸支社（京都府）、西日本支社（大阪府）、九州支社（福岡県）
	工場	松戸工場（千葉県）、楠工場（三重県）、伏見工場（京都府）、白壁蔵（兵庫県）、黒壁蔵（宮崎県）、島原工場（長崎県）

（注）１．2021年４月１日付で首都圏支社と西関東支社を統合し、首都圏支社としました。なお、西関東支社が管轄する静岡県エリアについては東海支社へ移管しました。

２．2021年４月１日付で西日本支社と京滋北陸支社を統合し、西日本支社としました。なお、京滋北陸支社が管轄する福井県、石川県および富山県エリアについては東海支社へ移管しました。

３．2021年４月１日付で静岡県、福井県、石川県および富山県の管轄エリア変更に伴い、東海支社を中部支社に改称しました。

（宝酒造インターナショナルグループ）

宝酒造インターナショナル株式会社（京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地）
Takara Sake USA Inc.（米国）
Age International,Inc.（米国）
The Tomatin Distillery Co.Ltd（英国）
FOODEX S.A.S.（仏国）
Cominport Distribución S.L.（スペイン）
Tazaki Foods Ltd.（英国）
Mutual Trading Co.,Inc.（米国）
Nippon Food Supplies Company Pty Ltd（豪州）

（タカラバイオグループ）

タカラバイオ株式会社	本社	滋賀県草津市野路東七丁目４番38号
	事業所	草津事業所（滋賀県）

Takara Bio USA, Inc.（米国）
宝生物工程（大連）有限公司（中国）
宝日医生物技術（北京）有限公司（中国）
Takara Bio Europe S.A.S.（仏国）

（その他）
タカラ物流システム株式会社（京都府）
株式会社ラック・コーポレーション（東京都）

（９）企業集団の従業員の状況（2021年３月31日現在）

事業セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
宝酒造	1,315名	30名増
宝酒造インターナショナルグループ	1,367名	7名減
タカラバイオグループ	1,539名	54名増
その他	343名	10名減
当社	184名	1名増
合計	4,748名	68名増

（10）主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,623百万円
農林中央金庫	1,340百万円

（注）上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額15,000百万円）があります。

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　870,000,000株

（２）発行済株式の総数　199,699,743株（自己株式1,995,468株を含む。）

（３）株主数　35,841名

（４）大株主

株　主　名	持　株　数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	30,095	15.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,422	8.31
株式会社みずほ銀行	9,738	4.93
農林中央金庫	9,500	4.81
明治安田生命保険相互会社	5,370	2.72
株式会社京都銀行	5,000	2.53
国分グループ本社株式会社	3,489	1.77
宝グループ社員持株会	3,204	1.62
日本アルコール販売株式会社	3,000	1.52
三井住友信託銀行株式会社	2,753	1.39

（注）１．持株数の千株未満は切り捨てております。
２．持株比率は、自己株式（1,995千株）を控除して計算しております。
３．三井住友信託銀行株式会社の持株数には、信託業務に係る株式数は含んでおりません。

（５）その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役および監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	大　宮　　久	宝酒造株式会社代表取締役会長、 宝酒造インターナショナル株式会社代表取締役会長、 タカラバイオ株式会社取締役会長
代表取締役社長	木　村　　睦	宝酒造株式会社取締役、 宝酒造インターナショナル株式会社取締役
取　締　役	仲　尾　功　一	タカラバイオ株式会社代表取締役社長
取　締　役	村　田　謙　二	宝酒造株式会社代表取締役社長
取　締　役	髙　橋　秀　夫	人事、総務、環境広報、品質保証担当、 宝酒造株式会社監査役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役
取　締　役	森　　圭　助	事業管理、財務･ＩＲ、経理、事業支援･ＩＴ推進担当、 宝酒造株式会社監査役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役
取　締　役	吉　田　寿　彦	吉田寿彦税理士事務所税理士
取　締　役	友　常　理　子	弁護士　田辺総合法律事務所パートナー、 株式会社弘電社社外取締役（監査等委員）
取　締　役	川　上　智　子	早稲田大学大学院 商学学術院 経営管理研究科教授、 公認会計士試験試験委員
常勤監査役	渡　邉　酉　造	
常勤監査役	山　中　俊　人	
常勤監査役	三　枝　智　之	
常勤監査役	三　井　照　明	
監　査　役	北　井　久美子	勝どき法律事務所弁護士、 大崎電気工業株式会社社外監査役、 東京都公安委員会委員長

（注）１．「重要な兼職の状況」について
当社子会社の役職に関しては、当社の重要な子会社（１．（５）「重要な子会社の状況」に記載）における重要な職務を記載の対象としております。

２．取締役　吉田寿彦、友常理子および川上智子の３氏は、社外取締役であります。

３．常勤監査役　山中俊人および三枝智之ならびに監査役　北井久美子の３氏は、社外監査役であります。

４．取締役　吉田寿彦、友常理子および川上智子ならびに監査役　北井久美子の４氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。

５．常勤監査役　山中俊人および三枝智之の両氏はともに金融機関での長年の業務経験その他を通じて、また、常勤監査役　三井照明氏は当社の経理部門の責任者としての業務経験等を通じて、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

６．当事業年度中の取締役および監査役の異動

（１）2020年６月26日開催の第109回定時株主総会において、三井照明氏は監査役に新たに選任され、就任しました。

（２）2020年６月26日付で、監査役　鷲野　稔氏は辞任しました。

（３）2020年６月26日開催の監査役会において、監査役　三井照明氏は常勤監査役に新たに選定され、就任しました。

（２）取締役および監査役の報酬等

①　報酬等の内容の決定に関する方針等

イ．取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する基本方針等

当社の取締役および監査役の報酬は、株主総会決議に基づくそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役員報酬内規」に基づき、取締役については取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経て、また、監査役については監査役の協議により決定することとしております。なお､「役員報酬内規」の条項の改定は、取締役に関する部分は取締役会の決議、監査役に関する部分は監査役の協議を経るものとしております。

当社の業務執行取締役の報酬は、役位および役割に応じた固定報酬とインセンティブの強化を目的とする業績連動報酬とで構成し、社外取締役および監査役の報酬は、その役割に鑑み、固定報酬のみとしております。

ロ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にかかる次の方針を決議しております。

ａ．固定報酬の額の決定等に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、役位および役割に応じて、当社の業績その他経済状況等も考慮しながら総合的に勘案してその額を決定するものとし、毎月一定の時期に支給するものとしております。

ｂ．業績連動報酬の額の決定等に関する方針

当社の業務執行取締役の業績連動報酬は、前事業年度の業績連動報酬の支給額と各々の前事業年度の業績評価点数をもとにその額を決定するものとし、毎月一定の時期に支給するものとしております。前事業年度の業績評価点数は、当社が最も重視すべき経営指標として位置付けている連結営業利益を主たる評価指標として算定することとしております。

ｃ．業務執行取締役の固定報酬の額および業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の報酬は、すべての役位において、固定報酬の額と業績連動報酬の標準額との割合を１：１とすることを基本としてそれぞれの額を決定することとしております。

d．取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

取締役会決議に基づき当社の取締役の報酬の決定の委任を受ける代表取締役社長の権限は、本方針に沿って各取締役の個人別の固定報酬および業績連動報酬のそれぞれの額を決定することとし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長によるこれらの決定にあたっては、他の代表取締役との協議を経ることとしております。

②　当事業年度にかかる報酬等の総額等

役員区分	固定報酬額		業績連動報酬額		合　計 （百万円）
	対象員数	総　額 （百万円）	対象員数	総　額 （百万円）	
取締役 （うち社外取締役）	9名 （3名）	114 （21）	6名 （－）	90 （－）	205 （21）
監査役 （うち社外監査役）	6名 （3名）	89 （48）	－ （－）	－ （－）	89 （48）
合　計 （うち社外役員）	15名 （6名）	203 （69）	6名 （－）	90 （－）	294 （69）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

２．当事業年度末現在の取締役は９名（うち社外取締役３名）、監査役は５名（うち社外監査役３名）であります。上記の監査役の人数と相違しておりますのは、上記には、2020年６月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名が含まれているためであります。

３．業績連動報酬は、前事業年度の業績連動報酬の支給額と各々の前事業年度の業績評価点数をもとに、代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経て決定しております。前事業年度の業績評価点数は、連結営業利益を主たる評価指標として算定しております。これは、連結営業利益を最も重視すべき経営指標として位置付けているためであります。連結営業利益の実績は、前記１．（４）「直前３事業年度の企業集団の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。

４．取締役の報酬限度額は、固定報酬額については、2019年６月27日開催の第108回定時株主総会において年額136百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。同総会終結時点の取締役の員数は９名（うち社外取締役３名）であります。
また、業績連動報酬額（社外取締役以外の取締役を対象）については、2015年６月26日開催の第104回定時株主総会において年間につき前事業年度の連結営業利益の１％相当額以内と決議いただいております。同総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は８名であります。
なお、これらの額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。

５．監査役の報酬限度額は、2017年６月29日開催の第106回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。同総会終結時点の監査役の員数は５名（うち社外監査役３名）であります。

６．取締役会は、代表取締役社長　木村　睦氏に対し、当事業年度にかかる各取締役の個人別の固定報酬および業績連動報酬のそれぞれの額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の個々の業績の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、委任された権限が適切に行使されるよう、これらの決定にあたっては、他の代表取締役との協議を経ております。

7．当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容は、従来から運用している一定の方法に基づいて決定されたものでありますが、前記①ロ．記載の2021年２月10日開催の取締役会においては、当該一定の方法を前提に「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等」を決議していること、また、その際には、既に決定された当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法との整合性を確認していることから、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

（３）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役　吉田寿彦、友常理子および川上智子ならびに社外監査役　山中俊人、三枝智之および北井久美子の６氏との間で、会社法第425条第１項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および日本国内の子会社（タカラバイオ株式会社を除く11社）の取締役、監査役および執行役員等を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、１年ごとに契約を更新しております。

（５）社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行者または社外役員等の兼職の状況

地　位	氏　名	兼職先および兼職の状況
社外取締役	友　常　理　子	弁護士　田辺総合法律事務所 パートナー 株式会社弘電社 社外取締役（監査等委員）
社外取締役	川　上　智　子	早稲田大学大学院 商学学術院 経営管理研究科 教授
社外監査役	北　井　久美子	大崎電気工業株式会社 社外監査役

（注）上記各兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．社外取締役

氏　名	出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
吉　田　寿　彦	当事業年度中に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた税務等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問その他の発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うための役割を適切に果たしております。
友　常　理　子	当事業年度中に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた企業法務等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問その他の発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うための役割を適切に果たしております。
川　上　智　子	当事業年度中に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた経営学およびマーケティング等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問その他の発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うための役割を適切に果たしております。

ロ．社外監査役

氏　名	出席状況および発言状況
山　中　俊　人	当事業年度中に開催された取締役会13回および監査役会14回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
三　枝　智　之	当事業年度中に開催された取締役会13回および監査役会14回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。

氏　名	出席状況および発言状況
北　井　久美子	当事業年度中に開催された取締役会13回および監査役会14回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた労働法制等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。

（６）その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

５．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	62百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	130百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として収益認識基準助言・指導業務についての対価を支払っております。

３．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査内容、職務執行状況および監査報酬の推移等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

４．当社の重要な子会社のうち海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

（３）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定することといたします。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	183,108	流動負債	56,269
現金及び預金	66,238	支払手形及び買掛金	16,481
受取手形及び売掛金	55,074	短期借入金	5,166
電子記録債権	6,880	未払酒税	6,890
有価証券	1,145	未払費用	6,455
商品及び製品	41,115	未払法人税等	4,021
仕掛品	1,924	賞与引当金	2,727
原材料及び貯蔵品	6,084	販売促進引当金	2,049
その他	5,161	その他	12,476
貸倒引当金	△516	固定負債	59,113
固定資産	123,810	社債	20,000
有形固定資産	74,740	長期借入金	15,465
建物及び構築物	25,959	リース債務	3,122
機械装置及び運搬具	15,410	繰延税金負債	3,831
土地	20,640	退職給付に係る負債	9,274
リース資産	1,029	長期預り金	5,136
建設仮勘定	4,027	その他	2,283
その他	7,673	負債合計	115,383
無形固定資産	15,889	純資産の部	
のれん	10,142	株主資本	149,020
その他	5,746	資本金	13,226
投資その他の資産	33,180	資本剰余金	2,292
投資有価証券	27,924	利益剰余金	135,184
退職給付に係る資産	894	自己株式	△1,682
繰延税金資産	2,088	その他の包括利益累計額	7,863
その他	2,341	その他有価証券評価差額金	11,370
貸倒引当金	△69	繰延ヘッジ損益	193
		為替換算調整勘定	△2,840
		退職給付に係る調整累計額	△859
		非支配株主持分	34,650
		純資産合計	191,535
資産合計	306,918	負債純資産合計	306,918

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		278,443
売上原価		162,849
売上総利益		115,594
販売費及び一般管理費		93,999
営業利益		21,595
営業外収益		
受取利息	179	
受取配当金	528	
不動産賃貸料	137	
その他	466	1,311
営業外費用		
支払利息	344	
棚卸資産廃棄損	127	
その他	505	976
経常利益		21,929
特別利益		
国庫補助金	517	
その他	11	529
特別損失		
固定資産除売却損	295	
固定資産圧縮損	517	
減損損失	432	
事業整理損	458	
その他	171	1,875
税金等調整前当期純利益		20,583
法人税、住民税及び事業税	6,303	
法人税等調整額	23	6,326
当期純利益		14,256
非支配株主に帰属する当期純利益		3,682
親会社株主に帰属する当期純利益		10,574

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	28,806	流動負債	8,807
現金及び預金	15,117	短期借入金	4,683
売掛金	484	未払金	643
前払費用	139	未払消費税等	58
短期貸付金	11,424	未払費用	348
その他	1,639	未払法人税等	270
		預り金	2,417
		賞与引当金	196
		その他	186
固定資産	93,438	固定負債	41,172
有形固定資産	3,444	社債	20,000
建物	907	長期借入金	15,100
構築物	61	繰延税金負債	4,587
車両運搬具	14	退職給付引当金	909
工具、器具及び備品	277	長期預り金	271
土地	2,066	その他	304
リース資産	118		
無形固定資産	679	負債合計	49,979
ソフトウェア	569	純資産の部	
その他	109	株主資本	61,346
投資その他の資産	89,314	資本金	13,226
投資有価証券	22,745	資本剰余金	3,158
関係会社株式	57,562	資本準備金	3,158
長期貸付金	8,361	利益剰余金	46,643
その他	682	利益準備金	3,305
貸倒引当金	△36	その他利益剰余金	43,338
		固定資産圧縮積立金	234
		別途積立金	35,000
		繰越利益剰余金	8,103
		自己株式	△1,682
		評価・換算差額等	10,918
		その他有価証券評価差額金	10,918
		純資産合計	72,265
資産合計	122,244	負債純資産合計	122,244

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
営業収益		
営業収入		6,009
営業費用		
営業原価	2,569	
販売費及び一般管理費	1,771	4,340
営業利益		1,669
営業外収益		
受取利息及び配当金	653	
その他	23	676
営業外費用		
支払利息	185	
シンジケートローン手数料	54	
その他	61	300
経常利益		2,045
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産除売却損	9	
その他	0	9
税引前当期純利益		2,036
法人税、住民税及び事業税	202	
法人税等調整額	6	209
当期純利益		1,827

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

宝ホールディングス株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　石 井 尚 志 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　下井田晶代 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

宝ホールディングス株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　石 井 尚 志 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　下井田晶代 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて海外を含む子会社から事業の報告を受け、または直接赴いて、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月12日

宝ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役	渡　邉　酉　造	㊞
常勤監査役	山　中　俊　人	㊞
常勤監査役	三　枝　智　之	㊞
常勤監査役	三　井　照　明	㊞
監査役	北　井　久美子	㊞

（注）常勤監査役山中俊人、常勤監査役三枝智之及び監査役北井久美子は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置付け、業績、財務状況、今後の事業展開などを総合的に勘案して利益還元を実施していくこととしております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、前期より１円増額して、次のとおり１株につき21円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金21円

総額金4,151,789,775円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月30日

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって取締役　大宮　久、木村　睦、仲尾功一、村田謙二、髙橋秀夫、森　圭助、吉田寿彦、友常理子および川上智子の９氏全員が任期満了となります。

つきましては、取締役９名を選任願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

当社の定める取締役候補者の基準ならびに社外役員の独立性判断基準につきましては、45頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名 生年月日 等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	おおみや　ひさし 大宮　久 【再任】 1943年６月９日生 ●所有する当社株式の数 440,600株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 13回中13回	1968年４月　当社入社 1974年５月　当社取締役 1982年６月　当社常務取締役 1988年６月　当社専務取締役 1991年６月　当社代表取締役副社長 1993年６月　当社代表取締役社長 2002年４月　当社代表取締役社長、 宝酒造株式会社代表取締役社長、 タカラバイオ株式会社取締役会長 2012年６月　当社代表取締役会長、 宝酒造株式会社代表取締役会長、 タカラバイオ株式会社取締役会長 2017年７月　当社代表取締役会長、 宝酒造株式会社代表取締役会長、 宝酒造インターナショナル株式会社代表取締役会長、 タカラバイオ株式会社取締役会長 現在に至る ●重要な兼職の状況 宝酒造株式会社　代表取締役会長 宝酒造インターナショナル株式会社　代表取締役会長 タカラバイオ株式会社　取締役会長
	●取締役候補者とした理由 当社の代表取締役として長年にわたりリーダーシップを発揮し、また、当社グループの国内事業、海外事業およびバイオ事業をはじめとするあらゆる事業・分野における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者としました。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
生年月日
等</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>木村（きむら）　睦（むつみ）
【再任】
1963年２月３日生
●所有する当社株式の数
75,100株
●当社との特別の利害関係
なし
●当期取締役会出席状況
13回中13回</td><td>1985年４月　当社入社
2002年４月　タカラバイオ株式会社取締役
2004年６月　同社常務取締役
2007年６月　同社専務取締役
2009年５月　同社取締役副社長
2009年６月　同社代表取締役副社長
2014年６月　当社取締役、
宝酒造株式会社専務取締役
2016年６月　当社代表取締役副社長、
宝酒造株式会社専務取締役
2017年６月　当社代表取締役副社長、
宝酒造株式会社取締役
2017年７月　当社代表取締役副社長、
宝酒造インターナショナル株式会社代表取締役社長、
宝酒造株式会社取締役
2018年６月　当社代表取締役社長、
宝酒造インターナショナル株式会社代表取締役社長、
宝酒造株式会社取締役
2020年４月　当社代表取締役社長、
宝酒造株式会社取締役、
宝酒造インターナショナル株式会社取締役
現在に至る
●重要な兼職の状況
宝酒造株式会社　取締役
宝酒造インターナショナル株式会社　取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">●取締役候補者とした理由
当社の代表取締役としてリーダーシップを発揮し、また、当社グループの経営企画、財務、経理等の分野における豊富な経験と実績および海外事業にも携わるなどの経験を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
生年月日等</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>なかお こういち
仲尾功一
【再任】
1962年6月16日生
●所有する当社株式の数
21,800株
●当社との特別の利害関係
下記参照
●当期取締役会出席状況
13回中13回</td><td>1985年4月　当社入社
2002年4月　タカラバイオ株式会社取締役
2003年6月　同社常務取締役
2004年6月　同社専務取締役
2007年6月　同社代表取締役副社長
2009年5月　同社代表取締役社長
2009年6月　当社取締役、
タカラバイオ株式会社代表取締役社長
現在に至る
●重要な兼職の状況
タカラバイオ株式会社　代表取締役社長</td></tr>
<tr><td colspan="2">●取締役候補者とした理由
当社グループのバイオ事業における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者としました。
●当社との特別の利害関係について
当社は、同氏が代表取締役を務めるタカラバイオ株式会社との間に次の取引があります。
・当社保有商標の使用許諾
・情報システムに係る運用・保守受託、開発受託、機器賃貸および機器・ソフトウェア・サプライ品販売
・事務所（同社所有建物の一部）の賃借</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>むらた けんじ
村田謙二
【再任】
1959年11月27日生
●所有する当社株式の数
39,300株
●当社との特別の利害関係
なし
●当期取締役会出席状況
13回中13回</td><td>1983年4月　当社入社
2010年6月　宝酒造株式会社取締役兼常務執行役員
2014年6月　同社常務取締役
2016年6月　当社取締役、
宝酒造株式会社代表取締役副社長
2017年6月　当社取締役、
宝酒造株式会社代表取締役社長
現在に至る
●重要な兼職の状況
宝酒造株式会社　代表取締役社長</td></tr>
<tr><td colspan="2">●取締役候補者とした理由
当社グループの国内事業における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
生年月日等</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>髙橋秀夫（たかはし ひでお）
【再任】
1961年12月７日生
●所有する当社株式の数
18,700株
●当社との特別の利害関係
なし
●当期取締役会出席状況
13回中13回</td><td>1985年４月　当社入社
2016年６月　宝酒造株式会社執行役員
2017年６月　当社執行役員
2018年６月　当社取締役、
宝酒造株式会社監査役
2020年６月　当社取締役、
宝酒造株式会社監査役、
宝酒造インターナショナル株式会社監査役
現在に至る
●当社における現担当
人事、総務、環境広報、品質保証担当
●重要な兼職の状況
宝酒造株式会社　監査役
宝酒造インターナショナル株式会社　監査役</td></tr>
<tr><td colspan="2">●取締役候補者とした理由
当社グループの人事等に関する分野における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>森圭助（もり けいすけ）
【再任】
1962年７月８日生
●所有する当社株式の数
17,100株
●当社との特別の利害関係
なし
●当期取締役会出席状況
13回中13回</td><td>1985年４月　当社入社
2017年６月　当社執行役員
2017年７月　当社執行役員、
宝酒造インターナショナル株式会社監査役
2018年６月　当社取締役、
宝酒造インターナショナル株式会社監査役
2020年６月　当社取締役、
宝酒造株式会社監査役、
宝酒造インターナショナル株式会社監査役
現在に至る
●当社における現担当
事業管理、財務・ＩＲ、経理、事業支援・ＩＴ推進担当
●重要な兼職の状況
宝酒造株式会社　監査役
宝酒造インターナショナル株式会社　監査役</td></tr>
<tr><td colspan="2">●取締役候補者とした理由
当社グループの経営企画等に関する分野における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	吉田寿彦（よしだ　としひこ） 【再任】 ＜社外＞＜独立＞ 1955年３月18日生 ●所有する当社株式の数 0株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 13回中13回 ●当社社外取締役在任期間 ５年（本総会終結時）	1973年４月　国税庁仙台国税局入局 2003年７月　財務省主税局主税調査官 2004年７月　国税庁東京国税局銚子税務署長 2006年７月　同庁東京国税局課税第二部酒類業調整官 2007年７月　同庁課税部酒税課酒税企画官 2009年７月　同庁東京国税局総務部企画課長 2010年７月　同庁東京国税局課税第二部酒税課長 2012年７月　同庁課税部消費税室長 2014年７月　同庁高松国税局長 2015年７月　同庁退官 2015年８月　吉田寿彦税理士事務所税理士（現職） 2016年６月　当社社外取締役（現職）、 宝酒造株式会社取締役（非業務執行取締役） （2017年６月まで） 現在に至る ●重要な兼職の状況 吉田寿彦税理士事務所　税理士
	●社外取締役候補者とした理由等 ・同氏は社外取締役候補者であります。同氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた税務等に関する豊富な経験と実績および高い見識を有しており、これらが当社の経営体制の一層の充実に反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることによるものであります。また、同氏には、上記の専門的な立場からの監督、助言等を行うための役割を期待するものであります。 ・同氏はこれまで社外役員または非業務執行役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。 ・同氏は、上記略歴のとおり、2017年６月まで当社の子会社である宝酒造株式会社の取締役（非業務執行取締役）であったことがあります。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
生年月日
等</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>友常理子（ともつねまさこ）
（戸籍上の氏名　井﨑理子）
【再任】
＜社外＞＜独立＞
1972年２月17日生
●所有する当社株式の数
0株
●当社との特別の利害関係
なし
●当期取締役会出席状況
13回中13回
●当社社外取締役在任期間
３年（本総会終結時）</td><td>2002年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会）、
田辺総合法律事務所入所
2010年４月　自衛隊員倫理審査会委員（2020年３月まで）
2013年４月　田辺総合法律事務所パートナー（現職）
2018年６月　当社社外取締役（現職）
2020年６月　株式会社弘電社社外取締役（監査等委員）（現職）
現在に至る
●重要な兼職の状況
田辺総合法律事務所　パートナー
株式会社弘電社　社外取締役（監査等委員）</td></tr>
<tr><td colspan="2">●社外取締役候補者とした理由等
・同氏は社外取締役候補者であります。同氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた企業法務等に関する豊富な経験と実績および高い見識を有しており、これらが当社の経営体制の一層の充実に反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることによるものであります。また、同氏には、上記の専門的な立場からの監督、助言等を行うための役割を期待するものであります。
・同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
9	川上智子（かわかみともこ） 【再任】 ＜社外＞＜独立＞ 1965年５月３日生 ●所有する当社株式の数 0株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 13回中13回 ●当社社外取締役在任期間 ２年（本総会終結時）	2000年４月　関西大学商学部専任講師 2002年４月　関西大学商学部助教授 2003年４月　ワシントン大学 Foster School of Business 客員研究員（2004年３月まで、および2007年10月から2008年３月まで） 2007年４月　関西大学商学部准教授 2009年４月　関西大学商学部教授（2015年３月まで） 2012年８月　INSEAD ブルーオーシャン戦略研究所（フランス）客員研究員（現職） 2013年１月　ワシントン大学 Foster School of Business フルブライト研究員（2013年３月まで） 2013年10月　南洋理工大学アジア消費者インサイト研究所（シンガポール）リサーチフェロー（2018年７月まで） 2015年４月　早稲田大学大学院 商学学術院 経営管理研究科 教授（現職） 2016年４月　早稲田大学総合研究機構 早稲田ブルー・オーシャン戦略研究所（現：早稲田ブルー・オーシャン・シフト研究所）幹事（現職） 2019年４月　早稲田大学総合研究機構 マーケティング国際研究所所長（現職） 2019年６月　当社社外取締役（現職） 2019年12月　公認会計士試験 試験委員（現職） 現在に至る ●重要な兼職の状況 早稲田大学大学院 商学学術院 経営管理研究科　教授 公認会計士試験　試験委員
	●社外取締役候補者とした理由等 ・同氏は社外取締役候補者であります。同氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた経営学およびマーケティング等に関する豊富な経験と実績および高い見識を有しており、これらが当社の経営体制の一層の充実に反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることによるものであります。また、同氏には、上記の専門的な立場からの監督、助言等を行うための役割を期待するものであります。 ・同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。	

（注）１．吉田寿彦、友常理子および川上智子の３氏については、当社の定める社外役員の独立性判断基準をそれぞれ満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をそれぞれしております。

２．当社は、吉田寿彦、友常理子および川上智子の３氏との間で、会社法第425条第１項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しており、本議案においてこれら３氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約をそれぞれ継続する予定であります。

３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、前記事業報告４．（４）「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案において候補者９氏の選任が承認された場合、当該９氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって監査役　山中俊人および三枝智之の両氏が任期満了となり、監査役　渡邉酉造氏が辞任されます。

つきましては、監査役３名を選任願いたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

当社の定める監査役候補者の基準ならびに社外役員の独立性判断基準につきましては、45頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名 生年月日等	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	山中俊人（やまなかとしひと） 【再任】 ＜社外＞＜独立＞ 1961年１月26日生 ●所有する当社株式の数 7,500株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 13回中13回 ●当期監査役会出席状況 14回中14回 ●当社社外監査役在任期間 ８年（本総会終結時）	1984年４月　株式会社富士銀行入行 2006年10月　株式会社みずほ銀行目黒支店長 2009年４月　株式会社みずほコーポレート銀行 金融・公共法人管理部長、 金融・公共法人ユニット統括役員付コーポレートオフィサー、 ヒューマンリソースマネジメント部参事役 2010年４月　株式会社みずほ銀行札幌支店長 2012年４月　同行営業店業務第三部長 2013年４月　同行グループ人事部審議役 2013年６月　同行退職 2013年６月　当社常勤監査役（社外監査役）（現職）、 宝酒造株式会社監査役（社外監査役） 2016年６月　宝酒造株式会社監査役（2017年６月まで） 現在に至る
	●社外監査役候補者とした理由等 ・同氏は社外監査役候補者であります。同氏を引き続き社外監査役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見および高い見識を有しており、これらが当社の監査体制の一層の充実に反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外監査役候補者の基準を満たしていることによるものであります。 ・同氏はこれまで社外役員または非業務執行役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。 ・同氏は、上記略歴のとおり、2017年６月まで当社の子会社である宝酒造株式会社の監査役であったことがあります。また、同氏は、当社の特定関係事業者である株式会社みずほ銀行（前記事業報告１．（10）「主要な借入先の状況」に記載の借入先。ただし、借入額は当社の連結総資産の２％未満。）の業務執行者であったことがありますが、2013年６月に同行を退職しており、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
生年月日
等</th><th>略歴、地位および重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>鈴木洋一（すずき よういち）
【新任】
1960年１月３日生
●所有する当社株式の数
17,300株
●当社との特別の利害関係
なし
●当期取締役会出席状況
－
●当期監査役会出席状況
－</td><td>1983年４月　当社入社
2012年４月　宝酒造株式会社北海道支社長
2014年４月　同社首都圏支社長
2017年６月　同社執行役員首都圏支社長
2018年４月　同社執行役員調味料・酒精事業本部副本部長
2018年６月　同社常務執行役員調味料・酒精事業本部長
2020年４月　同社常務執行役員営業部門副担当（主として調味料・酒精）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">●監査役候補者とした理由等
・当社グループの国内事業における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める監査役候補者の基準を満たしていることから、新たな監査役候補者としました。
・同氏は、2021年６月29日をもって宝酒造株式会社常務執行役員を退任する予定であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 生年月日等	略歴、地位および重要な兼職の状況
3	松永（まつながさとし）　諭 【新任】 ＜社外＞ 1966年３月18日生 ●所有する当社株式の数 0株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 － ●当期監査役会出席状況 －	1989年４月　農林中央金庫入庫 2003年７月　同金庫債券投資部部長代理 2003年12月　同金庫企画管理部部長代理 2007年２月　同金庫開発投資部部長代理 2007年７月　同金庫投融資企画部部長代理 2009年８月　同金庫審査部部長代理兼審査役 2010年７月　同金庫審査部副部長兼審査役 2012年７月　同金庫総務部副部長 2014年６月　同金庫審査部長 2017年７月　同金庫大阪支店長 2019年４月　同金庫常務執行役員 2021年４月　同金庫常任参与 現在に至る
	●社外監査役候補者とした理由等 ・同氏は社外監査役候補者であります。同氏を新たな社外監査役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見および高い見識を有しており、これらが当社の監査体制の一層の充実に反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外監査役候補者の基準を満たしていることによるものであります。 ・同氏はこれまで会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。 ・同氏は、上記略歴のとおり、当社の特定関係事業者である農林中央金庫（前記事業報告１．（10）「主要な借入先の状況」に記載の借入先。ただし、借入額は当社の連結総資産の２％未満。）の業務執行者でありましたが、これ以外に当社の定める社外役員の独立性判断基準に抵触する事項はありません。なお、同氏は、2021年６月28日をもって農林中央金庫を退職する予定であります。	

（注）１．山中俊人氏については、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出を行うこととしております。

２．当社は、山中俊人氏との間で、会社法第425条第１項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案において同氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案において松永　諭氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、前記事業報告４．（４）「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案において山中俊人および鈴木洋一の両氏の選任が承認された場合、両氏は引き続き当該保険契約の被保険者となり、松永　諭氏の選任が承認された場合、同氏は新たに当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

（ご参考）

取締役・監査役候補者の指名に関する方針と手続

取締役候補者の指名については、次の基準に照らし、代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経て取締役会に提案し、決議している。

・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識してこれを解決できる能力を有すること。
・業務執行取締役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有するとともに、高い組織運営能力を有すること。
・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。

監査役候補者の指名については、次の基準に照らし、代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経た上で監査役会の同意を得て取締役会に提案し、決議している。

・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識して、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するためのモニタリング・助言・提言ができる能力を有していること。
・社内出身の監査役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有すること。
・社外監査役においては、出身の各分野における豊富な経験を有すること。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）のうち、以下の各要件のすべてを満たす場合には、当社からの独立性を有している者と判断する。

1．現在および過去のいずれの時点においても、次の要件を満たすこと。
　当社、当社の子会社または関連会社（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でないこと。

2．現在および過去５年間において、次のすべての要件を満たすこと。
（1）当社の大株主（総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
（2）当社グループが総議決権の10％以上の議決権を有する会社その他の団体またはその業務執行者でないこと。
（3）当社グループの主要な取引先である者（当社グループとの取引額が、当社の一事業年度における連結売上高の２％以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
（4）当社グループを主要な取引先とする者（当社グループとの取引額が、自らの一事業年度における連結売上高の２％以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
（5）当社グループの主要な借入先（当社グループの借入金残高が、当社の連結総資産の２％以上の借入先をいう。ただし、これに該当しない場合であっても、当社の事業報告等において「主要な借入先」として記載する借入先については、当社グループの主要な借入先に該当するものとみなす。）またはその業務執行者でないこと。
（6）当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門サービス提供者（法人その他の団体であるときはそれに所属して当該サービスを提供する者）でないこと。
（7）当社グループの会計監査人（法人であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
（8）当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者（法人その他の団体であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
（9）社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が当社グループ以外の会社の社外役員であり、かつ、当該当社グループ以外の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。）となる会社の業務執行者でないこと。
（10）近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）が、当社グループの業務執行者（使用人にあっては部長に相当する役職以上の者に限る。）でなく、かつ、上記（1）から（9）までに掲げる者（会社の業務執行者のうち使用人にあっては部長に相当する役職以上の者に限り、会社以外の団体に所属する者にあっては重要な業務を執行する者に限る。）でないこと。

3．その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

定時株主総会会場ご案内図

会 場

京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町１番地
リーガロイヤルホテル京都２階「春秋の間」

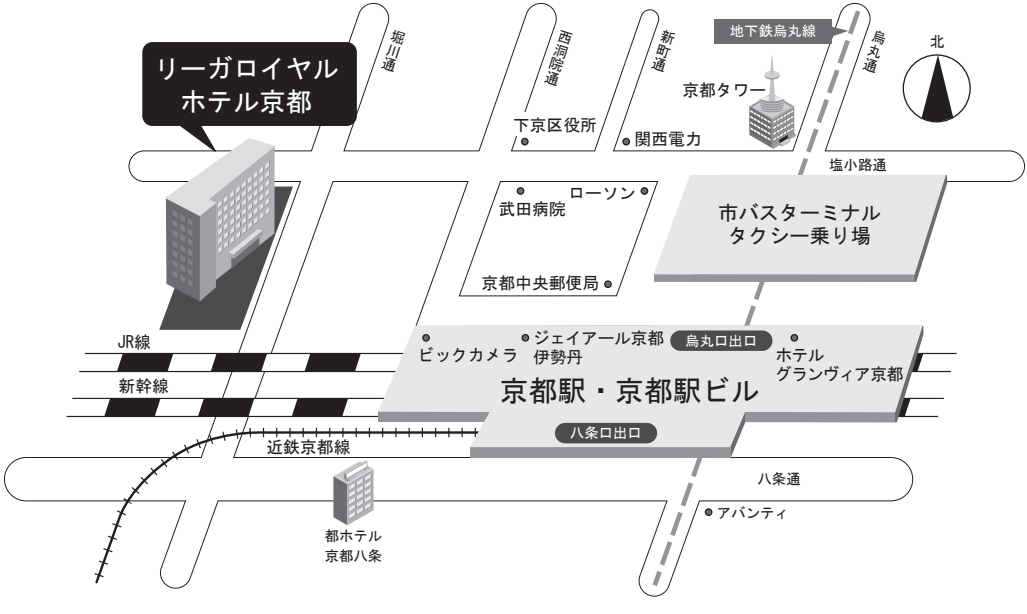

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会でのお土産の配布は中止とさせていただきます。なにとぞご理解たまわりますようお願い申しあげます。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080